

令和元年度 川口市
行政評価外部評価委員会
資料

令和元年5月23日
川口市

目 次

1 令和元年度川口市行政評価外部評価の実施について	1
2 本市の総合計画と行政評価の体系	3
3 川口市行政評価外部評価委員会委員名簿	4
4 令和元年度外部評価スケジュール	6
5 質問シート	8
6 事業評価シート	9
7 実施計画事業評価調書の記載説明	10
8 川口市行政評価実施要綱	12
9 川口市行政評価外部評価委員会設置要綱	15

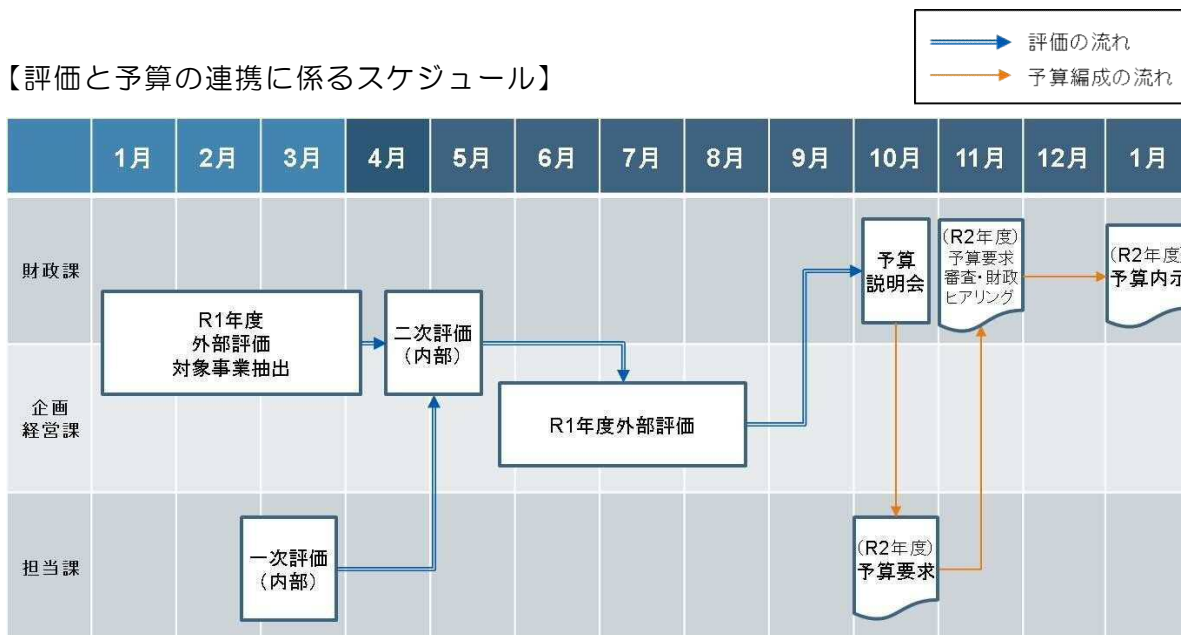
1 令和元年度川口市行政評価外部評価の実施について

(1) 外部評価の全体像

本市の外部評価は、評価結果を直接的に予算に結びつけ、効率的な行財政運営を推進するために実施しています。このことにより、市役所内外の複合的な観点から、事業実施の妥当性などを予算査定の中で判断していくことが可能となります。

外部評価委員会での評価結果（ご意見、アドバイス等）は、財政課における令和2年度予算査定時の判断材料として活用していきます。

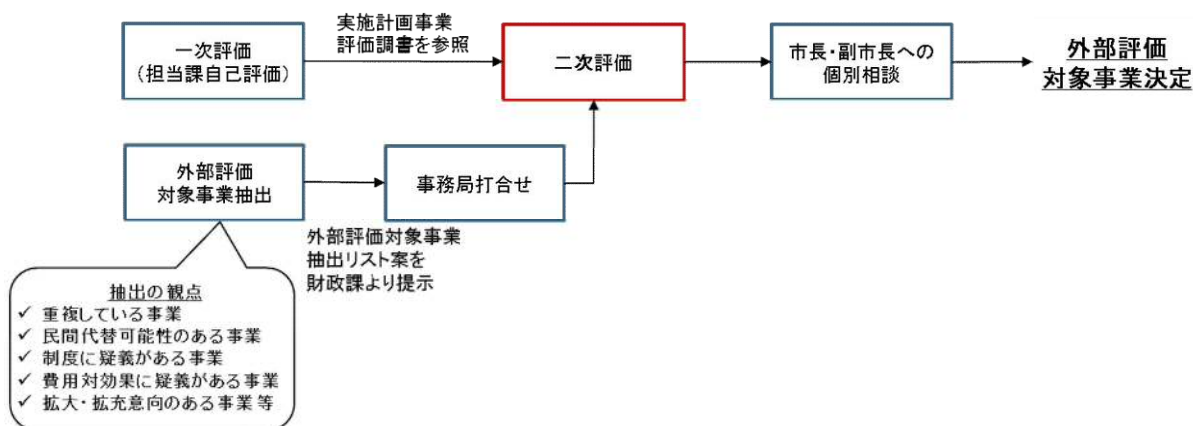
【評価と予算の連携に係るスケジュール】



(2) 外部評価の対象事業の選出

財政課の意見を取り入れた外部評価対象事業抽出リストを作成し、一次評価結果が出揃った後に、企画財政部長を中心とした二次評価を経て、対象事業を選出し、市長、副市長へ相談した後、外部評価対象事業を決定しました。

【外部評価対象事業選出までの全体の流れ】



(3) 評価の実施

行政評価外部評価委員は、市が実施した行政評価結果を用いて、事業を評価するとともに、行政評価制度の改善について意見を述べます。

ア 評価の進め方

(ア) 第1回(全体会)

外部評価委員会の概要の説明及び資料を配布します。

(イ) 第2回(部会)

各部会に分かれ、配布資料等に基づき、対象事業の評価を開始します。具体的には、質問シートを用いて、評価の観点を念頭に置きつつ、担当課からの説明を聞き、第3回に向けさらに深掘りしておきたい事項を部会内で共有します。

(ウ) 第3回(部会)

第2回における委員からの質問・要求事項に対する担当課からの回答を基にヒアリングを実施した後、事業評価シートを用いて評価を実施します。その後、評価結果を取りまとめ、部会長より担当課に対し、部会全体の評価結果を講評します。

(エ) 第4回(全体会)

委員が一堂に会し、各々の部会での評価結果を共有します。
併せて、行政評価制度の改善について意見を述べます。

(オ) 第5回(全体会)

外部評価における予算編成結果を報告します。

イ 評価の観点

- (ア) 趣旨・目的及び達成手段
- (イ) 事業の効果
- (ウ) 事業の効率化(事業主体の代替可能性等)
- (エ) 課題解決への取り組み(課題の把握、改善方策等)
- (オ) 今後の事業の方向性(費用の拡大・縮小、取組内容の充実等)
- (カ) 事業全体を通じた総合的な評価

ウ 評価

上記「イ 評価の観点」に基づき、問題点及び課題を提言します。

エ 評価の取りまとめ

事務局は、評価及び意見を取りまとめ報告書を作成します。併せて、外部評価での意見を財政課と共有します。

オ 会議の公開について

会議は全て公開とします。

2 本市の総合計画と行政評価の体系

本市の行政評価は、第5次川口市総合計画における基本計画の体系に基づき、施策評価及び事務事業評価を実施しています。

基本構想 (平成28年度から平成37年度までの10年間)

まちづくりの基本理念と計画策定後10年間で達成をめざす将来の姿を示したものです。

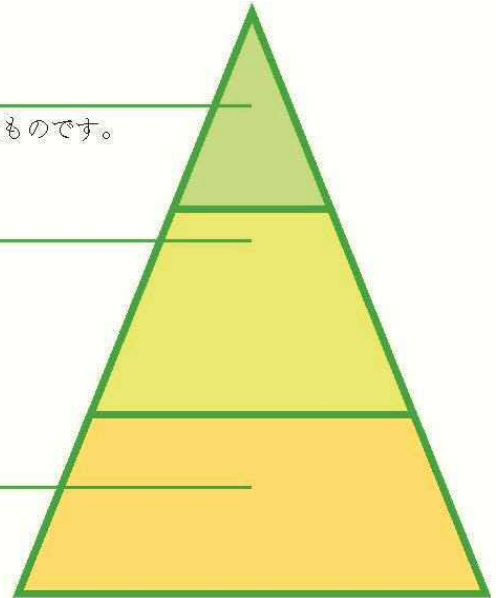
基本計画 (前期・後期各5年間)

基本構想の将来の姿を実現するために、特に重要性の高い課題と施策、そして、施策ごとに目標を示したものです。前期基本計画は平成32年度までの5年間とし、本市をとりまく社会経済情勢の変化に対応するため、平成33年度に後期基本計画を策定するものとします。

実施計画

基本計画を推進する手段のうち、財政計画との裏付けを図りながら有効かつ効率的と考えられる事業を定めて示したものです。

実施計画は、毎年見直しを図り、3年先を見据えながら策定していきます。



第5次 川口市総合計画

《例》

将来都市像 | 人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

目指す姿 | II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策 | 4 互いに尊重・理解し合う環境づくり

[行政評価]
外部評価

基本方針

さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

単位施策

①人権を尊重した社会づくり

③国際理解・交流の推進

実施計画事業 (事務事業)

- ・拉致問題啓発事業
 - ・同和対策事業
 - ・市民相談事業
 - ・人権教育推進事業
- など

- ・多文化共生推進事業
 - ・国際理解教育促進事業
 - ・中学生海外派遣補助事業
 - ・高校生海外派遣補助事業
- など

3 川口市行政評価外部評価委員会委員名簿

〔任期：平成29年7月13日～令和2年3月31日〕

役職	氏名	備考	
委員長	いしかわ ひさし 石川 久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科 教授	学識経験者
副委員長	さとう きみとし 佐藤 公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科 教授	学識経験者
委員	いりの じゅんいち 入野 純一	不二工業株式会社 代表取締役社長	有識者
委員	すみうち みちぞう 隅内 道三	株式会社合同会計 取締役社長	有識者
委員	たなか たかゆき 田中 隆行	株式会社カネタケ田中鉄工所 代表取締役	有識者
委員	だんの ひさえ 團野 久枝	団野会計事務所 税理士	有識者
委員	ますだ まなぶ 増田 学	友栄塗装株式会社 代表取締役社長	有識者
委員	やの たけし 矢野 剛	株式会社 明光社 代表取締役社長	有識者
委員	いながき ゆうこ 稲垣 裕子	公募市民	公募市民
委員	せこ みづき 世古 美月	公募市民	公募市民

【敬称略】

<部会別名簿>

【第一部会】

	氏 名	所 属 等	要綱第4条2項に基づく区分
部会長	石川 久	元 淑徳大学コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科 教授	学識経験者
	入野 純一	不二工業株式会社 代表取締役社長	有識者
	隅内 道三	株式会社合同会計 取締役社長	有識者
	田中 隆行	株式会社カネタケ田中铁工所 代表取締役	有識者
	稲垣 裕子	公募市民	公募市民

【第二部会】

	氏 名	所 属 等	要綱第4条2項に基づく区分
部会長	佐藤 公俊	高崎経済大学地域政策学部 地域政策学科 教授	学識経験者
	團野 久枝	団野会計事務所 税理士	有識者
	増田 学	友栄塗装株式会社 代表取締役社長	有識者
	矢野 剛	株式会社 明光社 代表取締役社長	有識者
	世古 美月	公募市民	公募市民

[敬称略]

<事務局>

福田 亨	企画財政部長
藤田 泰司	企画財政部 企画経営課 課長
竹田 暢之	同 課長補佐兼評価係長
田中 恵子	同 主査
秋山 貴宏	同 主任
菊池 真樹子	同 主事

4 令和元年度外部評価スケジュール

(1) 全体

項目		日時	内容	
外部評価委員会 (第1回)		5月23日(木) 13時30分 本庁舎 5階大会議室	外部評価事業及び評価の方法について事務局より説明。	
外部評価委員会 (第2回)	第一部会	5月30日(木) 13時30分 水道庁舎 5階大会議室	ヒ ア リ ン グ 1 日 目	事業の概要説明、質疑応答(事業担当課及び委員) 意見の集約・リスト化(事務局) ディスカッション(委員同士) 次回への確認事項の共有(事業担当課及び委員)
	第二部会	5月31日(金) 9時30分 水道庁舎 5階大会議室		
資料の準備及び 質問票の回答作成		6月	委員より要望のあった資料の準備及び委員からの質問・意見の集約に対する回答を該当する担当課において作成し、企画経営課にて取りまとめの後、委員に回答。	
外部評価委員会 (第3回)	第一部会	7月16日(火) 13時30分 水道庁舎 5階大会議室	ヒ ア リ ン グ 2 日 目	前回の振り返り(事務局説明) 回答を基にしたヒアリング(事業担当課及び委員) 評価、委員同士のディスカッション(委員同士) 講評(事業担当課及び委員)
	第二部会	7月4日(木) 13時30分 第二庁舎 地階会議室		
外部評価委員会 (第4回)		8月20日(火) 13時30分 第二庁舎 地階会議室	部会ごとの評価の経過及び結果の報告。 行政評価制度についての意見交換。 地方創生推進交付金の効果検証。	
報告書作成		9~10月	行政評価結果報告書を企画経営課にて作成。	
報告等		11月上旬(予定)	市長へ報告。	
		12月中旬(予定)	議会へ報告。	
		12月下旬(予定)	市民へ公表。	
今後の対応方針について 検討・回答(照会)		10月(予定)	外部評価委員からの評価コメント等について、 今後の対応方針等を担当課で検討。 検討結果を基に、担当課で回答を作成し、 企画経営課にて取りまとめる。	
令和2年度予算要求する上での 考え方(照会)			予算要求をする上での考え方を照会。 担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめる。	
昨年度実施した外部評価事業の 取り組み状況について (照会)		10月(予定)	昨年度に回答した外部評価委員からの評価コメント等に対する 対応方針等の現在の取り組み状況について担当課に照会。 担当課で回答を作成し、企画経営課にて取りまとめる。	
外部評価委員会 (第5回)		2月(予定)	評価コメントに対する対応方針並びに予算要求をした際の 考え方を含めた次年度の予算編成結果を報告。	

(2) 部会毎の事業について

部会	事業名	事業担当課	日程
第一部会	① 介護予防普及啓発事業（介護予防リフレッシュウォーキング教室/ 生きがい温水プール浴事業/介護予防ギフトボックス事業）	長寿支援課	【第2回】 5月30日(木)
	② 子どもの生活・学習支援事業	子ども育成課	
	③ 特別支援教育支援事業（小学校障害児送迎事業）	指導課	【第3回】 7月16日(火)
第二部会	① 母子・父子福祉センター補助事業	子育て相談課	【第2回】 5月31日(金)
	② 在宅歯科診療事業	保健総務課	
	③ 市民大学事業	生涯学習課	【第3回】 7月4日(木)

(3) 評価の流れ

■第2回会議

項目	出席者	所要時間	具体的な内容
説明	委員/ 事業担当課	概ね 25分	・事業の概要、自己評価結果を説明。（事業担当課長）
ヒアリング			・質疑応答。
ディスカッション	委員	概ね 15分	・ヒアリングを踏まえ、事業に関する問題や課題等を議論。 また、次回に資料の提出を求めるか等の整理。
次回に向けた 確認	委員/ 事業担当課	概ね 3分	・次回への確認事項の共有、資料の要望等の連絡。

1事業につき、概ね45分を予定しています。

■第3回会議

項目	出席者	所要時間	具体的な内容
前回の振り返り	委員	概ね 5分	・事務局より前回の内容を簡易的に説明。
説明	委員/ 事業担当課	概ね 25分	・前回委員から質問のあった事項について説明。（事業担当課長）
ヒアリング			・担当課の回答を基に質疑応答。
評価	委員	概ね 20分	・委員は定量的評価と定性的評価を行い、その結果を外部評価シートに記入。
評価の共有			・評価結果に基づき委員同士でディスカッションを行い、部会としての結果をまとめる。
講評	委員/ 事業担当課	概ね 3分	・部会長は評価結果を発表し、講評を行う。

1事業につき、概ね55分を予定しています。

質問シート

事業名

部会名 第 部会 委員名

I 評価の観点

メモ欄
左記の観点で担当課に確認すべき事項を記載する等に活用

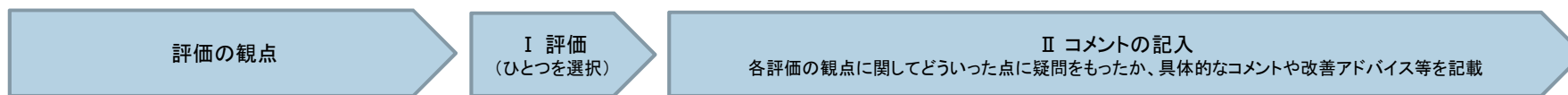
現在実施している事業

- ① 趣旨・目的及び達成手段【必要性・公平性】
- ② 事業の効果【有効性】
- ③ 事業の効率化【効率性】
(事業主体の代替可能性 等)
- ④ 課題解決への取り組み
(課題の把握、改善方策 等)
- ⑤ 今後の事業の方向性
(事業の拡大・縮小、取組内容の充実 等)



事業評価シート	事業名	
---------	-----	--

部会名	第 部会	委員名	
-----	------	-----	--



現在実施している事業	① 趣旨・目的及び達成手段【必要性・公平性】	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
	② 事業の効果【有効性】	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
	③ 事業の効率化【効率性】 (事業主体の代替可能性 等)	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
	④ 課題解決への取り組み (課題の把握、改善方策 等)	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
	⑤ 今後の事業の方向性【必要性】 (事業の拡大・縮小、取組内容の充実 等)	4 適正 3 概ね適正 2 改善の必要あり 1 抜本的見直し	
	⑥ 事業全体を通じた総合的な評価 (右記 II のみに記載)	/	

7 実施計画事業評価調書の記載説明

実施計画事業評価調書

評価対象年度 30年度

事業コード	事業名称	事業区分
担当	問い合わせ先	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間 第5次川口市総合計画 根拠法令等

「第5次川口市総合計画基本計画」における事業の位置付けを記載しています。

事業の根拠となる法令や、具体的な計画・方針・要綱がある場合に、記載しています。

2 事業概要

事務分類

当該事業が自治事務(義務・任意)、法定受託事務のいずれに該当するのかを記載しています。

実施形態

当該事業がどのような形態で実施しているのかを記載しています。

事業対象

事業の対象(市民等、団体、もの)

受益者(最終的に受益を受ける人)

当該事業の直接的な対象者(市民等、団体、もの)を記載しています。

当該事業の最終的な受益者を記載しています。

事業の概要

事業の目的(何のために)

事業の内容(事業期間を通して何をするのか)

「事業対象」が最終的にどのような状態になることを目指すのかを記載しています。

「事業対象」に対して事業期間内で実施する活動内容を記載しています。

30年度の実施内容

具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)

主な実績

項目	実績	単位
30年度に実施した当該事業の活動内容を記載しています。		

事業の成果【定性的評価】

「30年度の実施内容」で記載した内容を実施した結果、「事業の目的」に記載した目的に対して、「事業対象」にどのような成果があったかを記載しています。

3 事業活動・成果の状況

指標	名称	指標・目標値の説明(算定式)
指標①	・事業活動・成果の状況 「事業の目的」に対して、具体的な成果や活動内容が把握できるような指標を記載しています。	・目標値・実績値・達成状況 30年度の「目標値」、「実績値・達成状況」を記載しています。
指標②	・指標の種別 成果…行政活動による社会的な効果・成果、実現したい状態等 結果…行政活動の結果としてのサービス等の水準・量等 活動…市が行った具体的な活動実績や行政資源の投入量等	・指標・目標値の説明(算定式) 指標の具体的な内容や、指標の数値を算出するための数式、目標値設定の根拠となる計画や考え方を記載しています。
実績値・達成状況		

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計				
年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
予算額(A)					
決算額(B)=(C)+(D)					
財源※	特定財源(C)				
	一般財源(D)				
概算人件費(E)					
従事職員人数(人)	常勤	再任用			
当該事業に携わる職員人数を記載しています。					
総事業費{(A)又は(B)}+(E)					

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	各評価項目の判定を点数化し、視点ごとの合計点数を15点満点に自動換算し視点評価とします。	/15				
	市関与の必要性						
	将来的な市民ニーズ						
効率性	コストに対する成果	4つの視点評価の点数を合計したものを、総評価(60点満点)としています。	/15				
	業務プロセス改善						
	民間活用						

6 総評価【定量的評価】/今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方針	今後の実施方向性
/60	実施方向性について、事業に関わる市民ニーズや背景、活動内容等を踏まえて記載しています。	31年度 32年度 33年度

〔参考〕視点評価の判定について

評価項目		判定	配点	判定基準
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	5	当該事業によって市民に提供されるサービスに、市民ニーズがあったか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	市関与の必要性	高かった	5	当該事業は市が主体的に実施すべきであったか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	将来的な市民ニーズ	見込める	5	当該事業は将来的にも市民ニーズがあるか(ありそうか)
見込めない		1		
どちらともいえない		3		
不明		1		
有効性	期待どおりの成果	期待以上	5	事業の成果は適正に測れていたか (比較対象は年度当初の想定)
		期待どおり	3	
		期待以下	1	
	施策(上位目的)への貢献	高かった	5	施策基本方針と当該事業の内容は整合性が取れていたか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
目的に対する事業内容	適正	5	事業の目的に対して、評価年度の実施内容は適正であったか	
	不適正	1		
	不明	1		
効率性	コストに対する成果	高かった	5	実施した内容及び成果が、投入したコストに見合っていたか
		低かった	1	
		どちらともいえない	3	
		不明	1	
	業務プロセス改善	行った・既に行った	5	業務プロセス改善に関する取り組みや工夫は見られたか
		検討した	3	
		行わなかった	1	
		改善の余地なし	除外	
	民間活用	行った・既に行った	5	民間活用(民間企業やNPOなどへの委託やPFI/民営化など)の取り組みや工夫は見られたか
検討した		3		
行わなかった		1		
活用の余地なし		除外		
公平性	受益者の資格条件	適正	5	受益者が明確に定められているか (特定の市民、全ての市民等)
		不適正	1	
		受益者なし	除外	
	受益者負担の水準	適正	5	受益者負担金の水準について適性化が図られているか
		不適正	1	
		不明	1	
	対象者への周知	十分行った	5	対象者・受益者に対する周知を行ったか
		行った	3	
		足りなかった	2	
		行わなかった	1	

〔参考〕今後の実施方向性(選択肢)

拡充して実施	①前年度よりも総事業費を拡充し、事業内容も充実 ②前年度と同等の総事業費で、事業内容を充実 ③前年度よりも総事業費は縮小するが、事業内容は充実
現状維持で実施	①前年度と同等の総事業費で、同等の事業を実施 ②前年度よりも総事業費を拡充するが、同等の事業を実施 ③隔年実施等の理由から前年度は休止していたが、当該年度から再開する事業 ④計画に基づく事業費変動により実施されている事業
効率化して実施	前年度よりも総事業費を縮小するが、同等の事業を実施
縮小して実施	①前年度よりも総事業費を縮小し、事業内容も縮小 ②前年度よりも総事業費を拡充するが、事業内容は縮小
他事業に統合されて実施	他の事業の一部として実施
完了	前年度をもって、事業が完了
休止	当該年度は、事業を休止
廃止	前年度をもって、事業が廃止

8 川口市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市自治基本条例（平成21年3月26日 条例第6号）第26条に基づき、行政評価の実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 行政評価は、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 効率的で質の高い行政の実現
- (2) 成果重視の行政の推進
- (3) 市民に対する説明責任の履行

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 川口市総合計画基本計画で定める市政の各分野における基本的な方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための個々の具体的な方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業をいう。
- (4) 行政評価 市が実施している政策、施策及び事務事業の有効性や効率性、達成度などを、一定の基準や指標を用いて客観的に評価することをいう。

(基本方針)

第4条 行政評価は、本市で取り組んでいる様々な改革手法と連携を図りながら、常に行政活動の改善に努めるための仕組みの一つとして位置付ける。

- 2 総合計画に基づく様々な行政活動の過程や、事業の効率性及び効果に関する評価結果を市民に対して公表し、情報の共有化を図る仕組みとして活用する。
- 3 計画、予算及び評価が相互に連動したシステムの構築を目指す。

(評価の実施)

第5条 政策及び施策は、目標達成度について評価を実施するものとする。

2 事務事業は、必要性、有効性、効率性その他必要な観点から、評価を実施するものとする。

(外部評価)

第6条 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価するため、川口市行政評価外部評価委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の公表)

第7条 行政評価の結果については、市民にわかりやすい方法により公表するものとする。

(市民意見の反映)

第8条 行政評価の方法、結果その他の事項について、市民から意見があったときは、その意見を行政評価へ反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 行政評価に関する庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

9 川口市行政評価外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、川口市行政評価実施要綱第6条の規定に基づき、川口市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果について、市民の視点で評価を行う。
- (2) 行政評価制度の改善について、意見を述べる。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募市民

3 委員の任期は3年とする。

4 再任については、これを妨げない。ただし、公募市民は原則再任を認めないが、公募により適任者が選任されなかった場合及び引き続き同一の委員が実施する必要がある場合などは、この限りではない。

5 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充するものとし、その委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合、部会に部会長を置き、原則として第4条第2項に定める学識経験者がこれにあたる。

(報償)

第7条 委員には報償として、一回あたり7,200円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

(平成22年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 2 平成22年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(平成26年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 3 平成26年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(施行期日)

- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成29年度において委嘱する委員の任期の特例)

- 5 平成29年度において委嘱する委員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。